

(6) 計画的・効率的な業務の執行について (滋賀県住宅供給公社)

滋賀県住宅供給公社が平成17年2月に執行した野洲市小南地先における境界杭設置測量業務委託は、随意契約により特定の二者を契約の相手方として実施しているが、同地は県教育委員会の要請を受け、養護学校用地として造成するために平成16年11月から滋賀県土地開発公社が地形測量を行っていたものである。両公社が連携を密にしていれば、統合発注による経済的な執行が可能であったと考えられるので、今後は、事業全般について両公社の事務一元化のメリットを生かし、計画的・効率的な業務の執行を図りたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県住宅供給公社」が講じた措置の内容

住宅供給公社所有の小南用地を養護学校用地として県へ処分するという方針は決定していたが、県予算の関係で処分時期および区域については未確定の状態の中、養護学校用地は、平成20年4月開校を目途に地形測量等を早期に実施する必要があることから、土地開発公社が県教育委員会の委託を受け、地形測量業務を発注した。その後、県の取得時期等の確定を受けて当該土地を県に引き渡す前提として、住宅供給公社は、境界杭設置測量業務を発注した。

随意契約により業務発注を行うに際しては、比較設計を行い随意契約の方が競争入札より安価に契約できると判断をした。

しかしながら、結果的には統合発注による経済的メリットを得る機会を失ったことから、今後は、公社事務一元化のメリットを生かし、より慎重に検討を加え、計画的・効率的な業務の執行に努める。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部住宅課)

随意契約による業務発注は、随意契約が必要不可欠な業務など最小限にとどめ、今後は、公社事務一元化のメリットを生かし、より慎重に検討を加え、計画的・効率的な業務の執行に努めるよう指導した。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年9月22日

滋賀県監査委員	上	田	彰
"	三	宅	忠
"	柘	勝	次
"	中	森	武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	平成18年2月7日
監査結果報告年月日	平成18年3月24日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が4件(県過失割合100%:3件、90%:1件)発生し、保険を含めて1,207,223円が支払われているほか、相手側の運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 交通事故防止啓発・教養の実施</p> <p>毎日の朝礼および毎月開催している召集日において、交通事故の具体的事例による教養を実施したほか、朝礼時において交通事故防止に関する3分間スピーチの実施、安全運転5則の唱和および安全運転教育ビデオの視聴を行うなど、各種交通事故防止の啓発、教養を実施した。</p> <p>(2) 交通事故防止訓練の実施</p> <p>職員個々の運転行為のチェック、危険予知能力や安全意識の向上を図るため、平成18年2月から3月までの間において、訓練指導者同乗による係長以下228人の路上走行訓</p>

練を実施した。

また、毎月、機動警察隊において実施されている警察緊急自動車運転技能訓練に平成 17 年度中 79 人を参加させ、緊急走行の基本的要領や実戦的な緊急走行訓練を受けさせるなど交通安全意識の高揚と運転技能の向上を図った。

(3) 車両点検の実施

毎朝礼後、車両運行前の日常点検を実施しているほか、毎月、車両担当者による各部位の点検確認を実施するなど車両整備に努め、愛車意識の高揚を図っている。

監査執行対象機関名	近江八幡警察署
監査執行年月日	平成 18 年 3 月 8 日
監査結果報告年月日	平成 18 年 3 月 24 日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が 3 件（県過失割合 100%、80%、未確定）発生し、保険を含めて 901,063 円が支払われているほか、相手側の車両、運転者および同乗者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 安全運転意識の高揚 事故の発生の都度、朝礼および召集日等を利用し、交通事故事例等を活用の上、安全運転・防衛運転の重要性の再認識と安全運転実践意識の高揚を図った。</p> <p>(2) 事故防止のための各種検討会の開催 平成 18 年 2 月に過去に交通事故を惹起した職員を集め、自己の体験した交通事故の態様・原因・反省点等について発表させ、交通事故の恐ろしさ等について、再認識させるなど再発防止対策を図った。 また、係長を中核としたグループ編成により、反復して「小グループ交通事故防止検討会」を開催し、事故当事者から事故の形態・原因・今後の対策等について発表させた上で意見交換を行い、交通事故防止のための具体的な方策等を検討させた。</p> <p>(3) 視聴覚教養の強化 平成 18 年 1 月等に交通安全ビデオを活用した視聴覚教養を実施し、事故防止に当たって基本ルールを守ることの重要性の再確認を図った。</p> <p>(4) 交通事故防止訓練の実施 係長以下の全職員を対象に指名した訓練指導者を添乗させ、実地走行による「職員交通事故防止訓練」を実施し、職員個々の運転技能等をチェックするとともに、これに基づく改善指導を行い、職員個々の交通安全意識の高揚を図った。（平成 18 年 2 月から 3 月）</p> <p>(5) 運行前点検の強化および安全運転 5 則の唱和確認 毎朝、職員全員により公用車の運行前点検を実施し、愛車意識の高揚と早期の整備に努めているとともに「安全運転 5 則」や「車両追跡守則」を唱和させ、安全運転のポイントを再確認させる等、その実践の意識付けを図った。</p> <p>(6) 緊急走行訓練への積極的参加 安全運転意識の高揚と運転技術の向上を図るため、警察本部主催の警察緊急自動車運転技能訓練に積極的に参加させた。（平成 17 年中延べ 42 人）</p>

監査執行対象機関名	木之本警察署
監査執行年月日	平成 18 年 3 月 8 日
監査結果報告年月日	平成 18 年 3 月 24 日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故が 2 件（県過失割合 100%、90%）発生し、保険を含めて 1,087,838 円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 安全運転意識の高揚 毎朝礼時に当日の天候・気象条件等に応じた具体的な指導を行うとともに「安全運転</p>

5則」の唱和を行うなど安全運転意識の高揚を図った。

(2) 指導教養の実施

毎月の召集日において、職員の交通事故事例を取り上げ、事故原因等を分析の上、事故防止・安全意識高揚について教養を実施した。

また、3月の召集日には、「危険予知小テスト」を全職員に対して実施し、安全運転に対する教養を推進した。

(3) 交通事故防止訓練の実施

平成17年度中および平成18年4月に「警察緊急自動車運転技能訓練」に事故当事者を含め延べ14人の警察官を参加させ、安全運転意識の高揚と運転技能向上を図った。

また、平成18年2月から3月にかけて、係長以下の全警察職員を対象に指名した所属訓練指導者同乗による路上走行訓練を実施し、安全運転意識の高揚を図った。

(4) 事故防止のための検討会の開催

5月に開催した係長・主査会において、過去の事故事例に基づいて、「運転手、助手席同乗者の役割」というテーマで事故防止方策を協議・検討させた。

